

委員会提出議案第 1 号

臨海地域振興整備特別委員会の設置について

臨海地域振興整備特別委員会を次のとおり設置する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

西条市議会議会運営委員会委員長

1 名称

臨海地域振興整備特別委員会

2 目的及び付議事件

東予港の港湾整備拡充をはじめとした臨海部の総合的かつ多面的開発促進に関する調査・研究並びに関連議案等の審査

3 委員定数

10人

4 期間

調査・研究の終了まで。なお、閉会中も審査する。

提案理由

口頭説明

関係法令

地方自治法

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2、3 (略)

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

西条市議会委員会条例

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

2、3 (略)